





























































法人税を納める義務がある。(以下省略)

(三) 9条

外国法人に対しては、各事業年度の所得のうち第141条各号(外国法人に係る法人税の課税標準)に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に掲げる国内源泉所得に係る所得について、各事業年度の所得に対する法人税を課する。

(四) 平成14年法律第15号による改正前の法人税法(以下、これも単に「法人税法」という。)138条

この編において「国内源泉所得」とは、次に掲げるものをいう。

1号 国内において事業から生じ、又は国内にある資産の運用、保有若しくは譲渡により生ずる所得(次号から第11号までに該当するものを除く。)その他その源泉が国内にある所得として政令で定めるもの

2号から10号まで (省略)

11号 国内において事業を行う者に対する出資につき、匿名組合契約(これに準ずる契約を含む。)で政令で定めるものに基づいて受ける利益の分配

(五) 139条

日本国が締結した所得に対する租税に関する二重課税防止のための条約において国内源泉所得につき前条の規定と異なる定めがある場合には、その条約の適用を受ける法人については、同条の規定にかかわらず、国内源泉所得は、その異なる定めがある限りにおいて、その条約に定めるところによる。この場合において、その条約が同条第2号から第11号までの規定に代わって国内源泉所得を定めているときは、この法律中これらの号に規定する事項に関する部分の適用については、その条約により国内源泉所得とされたものをもってこれに対応するこれらの号に掲げる国内源泉所得とみなす。

(六) 141条

外国法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の課税標準は、各事業年度の所得のうち次の各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額とする。

1号 国内に支店、工場その他事業を行なう一定の場所で政令で定めるものを有する外国法人すべての国内源泉所得

2号 (省略)

3号 国内に自己のために契約を締結する権限のある者その他これに準ずる者で政令で定めるもの(以下この号において「代理人等」という。)を置く外国法人(第1号に該当する外国法人を除く。)次に掲げる国内源泉所得

イ 第138条第1号から第3号までに掲げる国内源泉所得

ロ 第138条第4号から第11号までに掲げる国内源泉所得のうち、その外国法人が国内においてその代理人等を通じて行う事業に帰せられるもの

4号 前3号に掲げる外国法人以外の外国法人 次に掲げる国内源泉所得

イ 第138条第1号に掲げる国内源泉所得のうち、国内にある資産の運用若しくは保有又は国内にある不動産の譲渡により生ずるものその他政令で定めるもの

ロ 第138条第2号及び第3号に掲げる国内源泉所得

(七) 平成13年法律第6号による改正前の法人税法(以下「法人税法」という。)142条

外国法人の前条に規定する国内源泉所得に係る所得の金額は、当該国内源泉所得に係る所得について、政令で定めるところにより、前編第1章第1節第2款から第6款まで〔…(中略)…〕(第46条〔…(中略)…〕及び第61条〔…(中略)…〕を除く。)の規定に準じて計算した金額とする。

### 3. 法人税法施行令

(一) 法人税法施行令第5条1項(なお、同項にいう「法」とは、法人税法をいう。)法第2条第13号(収益事業の意義)に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業(その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。)とする。

(以下省略)

(二) 平成14年政令第104号による改正前の法人税法施行令(以下「法人税法施行令」という。)177条1項(なお、同項にいう「法」とは、法人税法をいう。)次に掲げる資産の運用又は保有により生ずる所得は、法第138条第1号(国内源泉所得)に規定する国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得とする。

1号から3号まで (省略)

4号 国内において事業を行う者に対する出資につき、匿名組合契約(当事者の一方が相手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約を含む。)に基づき利益の分配を受ける権利

(三) 平成14年政令第104号による改正前の法人税法施行令(以下「法人税法施行令」という。)184条(なお、同条にいう「法」とは、法人税法をいう。)法第138条第11号(国内源泉所得)に規定する政令で定める契約は、次に掲げる契約とする。<sup>40</sup>

1号 事業者が10人以上の匿名組合員と締結している匿名組合契約

2号 当事者の一方が相手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約で、当該事業を行う者が10人以上の出資者と締結しているもの

(四) 185条(なお、同条にいう「法」とは、法人税法をいう。)

1項 法第141条第1号(外国法人に係る法人税の課税標準)に規定する政令で定める場所は、次に掲げる場所とする。

1号 支店、出張所その他の事業所若しくは事務所、工場又は倉庫〔…(省略)…〕

2号 (省略)

3号 その他事業を行なう一定の場所で前2号に掲げる場所に準ずるもの

2項 次に掲げる場所は、前項の場所に含まれないものとする。

1号 外国法人がその資産を購入する業務のためにのみ使用する一定の場所

2号 外国法人がその資産を保管するためにのみ使用する一定の場所

3号 外国法人が広告、宣伝、情報の提供、市場調査、基礎的研究その他その事業の遂行にとって補助的な機能を有する事業上の活動を行なうためにのみ使用する一定の場所 (五) 平成13年政令第135号による改正前の法人税法施行令(以下「法人税法施行令」という。)188条1項(なお、同項にいう「法」とは、法人税法をいう。)

外国法人の法第142条(国内源泉所得に係る所得の金額の計算)に規定する国内源泉所得に係る所得の金額につき、同条の規定により次の各号に掲げる法の規定に準じて計算する場合には、当該各号に定めるところによる。

1号 法第22条(各事業年度の所得の金額の計算)同条第3項第2号に規定する当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用は、外国法人の当該事業年度のこれらの費用のうち、その外国法人の法第138条(国内源泉所得)に規定する国内源泉所得に係る収入金額若しくは経費又は固定資産の価額その他の合理的な基準を用いてその国内において行なう業務に配分されるものに限るものとし、同項第3号に規定する当該事業年度の損失は、外国法人の国内において行なう業務又は国内にある資産につき生じた当該損失に限るものとする。

(以下省略)

<sup>40</sup> 現行法(匿名組合契約に準ずる契約の範囲)

第百八十四条 法第百三十八条第十一号(国内源泉所得)に規定する政令で定める契約は、当事者の一方が相手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約とする。